

議案第121号

京丹後市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び京丹後市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

京丹後市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び京丹後市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和7年9月4日提出

京丹後市長 中山 泰

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものである。